平成２２年（フ）第１０８号
滋賀県甲賀市信楽町中野641番地255
債務者　小西　盛幸
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０９号
大津市美空町１番２―501号　びわ湖美空第１団地
債務者　濵野　育生
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２７号
滋賀県栗東市川辺282番地10
債務者　三上　彰悟
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３５号
大津市滋賀里２丁目23番３号、前住所京都府亀岡市東つつじヶ丘曙台４丁目21番２号
債務者　山路　正雄
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３８号
滋賀県高島市今津町弘川1486番地７、前住所京都市中京区御池通油小路東入石橋町435番地　パインフィールド御池1010号
債務者　山川　貴正
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４１号
大津市横木１丁目11番31号
債務者　平島　篤二
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５３号
滋賀県大津市国分２丁目306番地の９
債務者　池口　三男
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６１号
大津市滋賀里４丁目１番５号　メリノハイツ102号、前住所大津市坂本７丁目30番90号
債務者　北橋　秀樹
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６４号
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町８丁目420番地78
債務者　清川　千景
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９７号
鳥取県鳥取市行徳３丁目256番地　有田アパート201号、旧住所神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷６―11―１
債務者　川口　　勇
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５９号
鳥取県米子市淀江町本宮267番地
債務者　本田厚都子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第３５４号
広島市安芸区船越３丁目14番27号岩滝荘１Ｆ16号室
債務者　上野本勝之
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５５号
広島市安芸区船越３丁目14番27号岩滝荘１Ｆ16号室
債務者　上野本美紀
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６０号
広島市佐伯区五月が丘５丁目14番24号
債務者　東井　一貴
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８０号
広島県東広島市黒瀬切田が丘１丁目23番７号
債務者　俵　　久子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４２２号
広島市安佐北区亀山南２丁目77番４号
債務者　佐々木恵美子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５１５号
広島市安佐南区古市１丁目30番32―106号
債務者　井本　　勝
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部